

第1回上流域地域協議会審議内容の公園整備計画案への反映案【背割堤地区】

項目	委員	発言の要旨	公園整備計画案への反映案	整備項目番号
背割堤地区の整備レベル	地域住民代表委員	・木曾三川公園では、立派な公園が整備されている。そのようなレベルまでの計画を考えるのか、散策の道路だけでよしとするのか。	●木曾三川公園は、堤内地にまとまった公園用地の確保を行って拠点施設の整備を実施しています。一方で、淀川河川公園は河川敷における環境保全と利用の調和を目指して公園づくりを進めており、堤内地には必要最小限のサービスセンター用地の確保を行うこととしています。三川合流部のサービスセンターでは、地域協議会や沿川自治体のご意見をふまえ、地域の交流拠点として多様な活用ができる施設整備を目指します。	6
	公園管理者	・木曾三川公園と淀川河川公園は全く別の河川公園という立場で計画を考えている。木曾三川公園は河川敷の外に土地を取得して、タワーなど様々な施設を整備している。 ・淀川河川公園では、河川敷において河川環境の利用と保全の調和を図った整備を進めていくので、大きな施設整備は困難。木曾三川公園と比べると小規模だが、三川合流部のサービスセンターでは、地域で工夫して活用していただける拠点づくりを考えたい。		
アクセス	行政委員	・右岸からのアクセスにおいては、いまだに淀のほうから回ってこないといけないという認識がある。案内の工夫が必要なのではないか。	●公園までのアクセスの案内・周知の方法については、淀川河川公園全体の課題として改善を検討します。	-
	公園管理者	・案内については、自治体により事例があればご紹介いただきながら、公園全体として考えていきたい。		
園路整備	行政委員	・周遊園路は図の破線の位置につくられるものか。	●背割堤地区の宇治川側の周遊園路は、平成22年度に整備を完了しました。	2
	公園管理者	・宇治川の側に園路整備を行ったことで3ルートができ、公園の回遊性が高まった。		
架橋	地域住民代表委員	・背割堤地区は島本町からアクセスしにくいので、渡しがなければ（背割堤へ）行く人の数は少ないと考えている。	●右岸から背割堤地区へのアクセス確保について複数のご意見をいただきました。しかしながら、今年の台風12号で木津川の流れ橋が一部流されるなど、三川合流域への橋梁設置は洪水時の阻害になる恐れが高いため、河川改修が継続中の段階で公園整備計画案に位置づけることは困難です。ご理解をお願いします。	-
	行政委員	・先端まで歩くと距離が遠い。御幸橋から先端まで行って戻ってくるよりは、背割堤の先端部から橋本駅に行ける沈下橋があれば、変化があって楽しい。		
	公園管理者	・河川管理者側から橋をかけるという発意はできないので、自治体の方で機運が盛り上がり、河川管理上支障のない範囲がどこまでかを検討することはできる。概ね5年以内に着手するという範囲の中では、時期が早いのではないかと考えている。		
	学識者委員	・国の公園事業で橋をかけることができるのか。だめなことはだめだと言っておいたほうがよいのではないか。		
	公園管理者	・現在のところ、公園事業で橋を架けることは考えていない。地域の道路事業という形で進められるのかどうか、これまでは深く議論されていない。		
	学識者委員	・道路橋を架けるのも難しいと思う。公園管理上の道路ぐらいしかないと思っていたが、難しいということか。		
	行政委員	・道路法上の道路ではなく、河川公園にアクセスする通路として考えている。		
	学識者委員	・園路という位置づけがよいのではないか。		
	公園管理者	・河川管理上、河積の阻害になるものを積極的に整備することは困難である。		
	学識者委員	・3本の園路があり、それらをつなぐ園路もあるので、当面は行ったり来たりするときに違うルートで景色を見ろといった利用になるのではないか。		
自転車利用マナー	東委員	・自転車の利用が多く子連れや犬の散歩も多いので危険である。自転車と歩行者の棲み分けといった工夫も必要ではないか。	●地域協議会を通じて背割堤地区の自転車通行のルールづくりに取り組みます。	9
	公園管理者	・自転車の利用については時速20キロ以下にしてもらおうとか、歩行者の近くでは降りてもらおうようなマナーアップを図っていく。		
	学識者委員	・地域協議会の場合を通じて、利用者と一緒にルールづくりを考えていけないのか。		
バーベキュー	行政委員	・桜の時期にバーベキューの匂いに関して苦情が出ている。バーベキューエリアを分散させて整備することはできないのか。	●バーベキューエリアの拡大については、地域協議会、地区会議において反対のご意見もあることから、背割堤地区の公園整備計画案に位置付けないこととします。 ●河川環境の保全・再生の観点から淀川に本来生育しない植物を植えることはできませんので、桜の時期のバーベキューの可否を含め、地域協議会を通じて河川公園でのバーベキューのルールづくりに取り組みます。	10
	公園管理者	・宇治川の側にはバーベキューエリアがないので、匂いを気にせず静かに散策できる。 ・バーベキューエリアを先端部に持っていくと、貴重な自然環境があるところに駐車場が必要になるため、バーベキューエリアは駐車場に近い現在の位置に設定するしかないのが実情である。 ・他地区では車で来ない人はゴミを捨てて帰りやすい傾向があるため、バーベキューエリアを拡大するにあたり、駐車場容量を超えないように面積を設定している。 ・上流域の公園のバーベキューエリア利用のルールづくりについても意見交換させていただきたい。		
	利用者・利用団体代表委員	・バーベキューはもはやマナーで解決できる問題ではなさそうだと思う。条例等の中で制限するなど何らかの取り組みが必要だよ。今までと違ったバーベキューや、桜チップを使って燻製などを提案するなど、背割堤ならではの取り組みをしてはどうか。		
	学識者委員	・図にはバーベキューエリアの拡大とあるが、適正規模という計画になっている。地区会議で出てきた意見なのか。		
	公園管理者	・バーベキューエリアの拡大は公園側からの提案である。この地区は桜の時期しか利用がないので、それ以外のときにも来ていただけるようにバーベキューエリアを設置した。		
	学識者委員	・そのような理由であれば、桜のときだけバーベキューを禁止して、それ以外のときにBBQを使うようにしてはどうか。		
	公園管理者	・ご意見を皆さんからいただいて、背割堤地区のバーベキュールールを検討したい。		

項目	委員	発言の要旨	公園整備計画案への反映案	整備項目番号
サービスセンター	地域住民代表委員	・拠点エリアとあるが、具体的なものではなくプランレベルとの理解でよいか。	●三川合流部のサービスセンターの管理運営については、公園管理者だけでなく、沿川自治体、民間事業者と連携していく必要があると考えています。地域協議会と併せて三川合流域の沿川自治体と今後の管理運営のあり方も含めて意見交換を実施しており、整備後の運営方針をふまえて施設整備の内容を決定します。	6
	公園管理者	・この場で技術的な事項を具体的に検討することにはしていません。ここに期待される機能はどのようなものかご意見をいただき、建物としての具体化は今後検討していく。		
	利用者・利用団体代表委員	・サービスセンターを建てた後の維持管理の方法、費用をどうするか。また、地域の特産品の物販や保健所の許可をクリアしている地元の業者等の参加を検討していきたい。		
	公園管理者	・これからは管理運営も含めた検討をしていかなければいけないと考えている。		
	公園管理者	・次回の協議会で計画案をご承認いただくにあたって必要があれば、条件を附していただきたい。整備前には、このような検討を事前に協議会と行うといった形で、整備までのプロセスやその後の管理運営についても意見をいただきたい。		
	公園管理者	・維持管理費が圧迫、縮減されている中で、いかに効率よく管理するかが大きな課題になっている。		
	公園管理者	・収益事業としてうまくここを位置づけることができれば、全部では無理でも部分的に、民間の力を借りて運営していくといった工夫も今後考えられる。		
	学識者委員	・公共の公園の売店というのは、福祉系の施設とかコミュニティービジネスとかに任せていかないとかなり苦しい。		
	公園管理者	・サイクリングなどで背割堤地区を通過される方も含めて、利用される可能性は十分あると考える。		

第1回上流域地域協議会審議内容の公園整備計画案への反映案【島本地区】

項目	委員	発言の要旨	公園整備計画案への反映案	整備項目番号
バーベキューエリア	学識者委員	・多目的広場への転換ということで、バーベキューが可能となるのか。	●地域協議会を通じて河川公園でのバーベキューのルールづくりに取り組みます。島本地区では、バーベキューエリアの試行に取り組みます。	3
	公園管理者	・最初は多目的広場の一部の狭い範囲をバーベキューエリアに設定し、試験的に進めていくことになる。		
芝の管理	行政委員	・サッカーができる芝生の長さでグランドゴルフに必要な芝の長さは違う。サッカーは長く、グランドゴルフは短いほうが良い。そのあたりで調整が困難なことになる。 ・結局、多目的といっても使い勝手がいいのか悪いのか、というようなことにならないのか心配である。小さくても特化するほうが、結局利用率が上がったり人気が出たりするのではないか。	●淀川河川公園では、淀川水系河川整備計画の方針を踏まえ、単一目的の運動施設は今後整備しないこととしています。 ●芝の管理については、他の広場と同様の管理を基本としますが、利用状況をふまえて適正な管理方法を検討します。	-
	公園管理者	・芝の刈り方をどうしていくかは、これからよく考えていかなければならない。		
親水エリア	行政委員	・親水エリアは水遊びができるのか、観るだけなのか、具体的にどういうものになるのか。また、親水エリアの利用はあくまでも自己責任になるのか。	●島本地区の親水エリア設置にあたっては、河川に立地する公園として一定の自己責任が伴うという原則のもと、利用者の安全確保の観点から慎重に検討を進めます。 ●また、水辺へのアクセス確保のためには河川形状の変更が必要となるため、治水、環境に配慮した実現方法について技術的検討を行います。	5
	公園管理者	・かなり下って水辺にふれあう場所になる。高低差があるので安全性の面では慎重に実施しなければならない場所。技術的な検討は今後行う。 ・河川公園である以上、利用者にも一定の自己責任があることを、地域や利用者と考えていく必要がある。		
	利用者・利用団体代表委員	・緊急用河川敷道路から親水エリアに、まっすぐにつながる道路を作る必要があるのではないか。そうしないと、親水エリアの存在が知られにくいし、人の目が届くようにする必要もある。安全確保や利用を高めるために必要ではないか。		
	公園管理者	・道路を直結させるということは、救急車が近くまで行けるといことか。		
	利用者・利用団体代表委員	・園内に立って、親水エリアがどこにあり、どのように行くことができるのかがわかるようにしたいということである。		
	公園管理者	・見通しをよくするために、整備しすぎると環境面で望ましくないこともあるので、安全面も含めて親水エリアをどのようにしていくかは、意見を伺いながら検討していく。		
	利用者・利用団体代表委員	・敷石などを配置して人を誘う道があればよいのではないか。		
園路	学識者委員	・現在ある遊歩道とその上に遊歩道整備があるがどのような関係になっているのか。	●島本地区の公園整備計画案において、管理用道路を公園区域と区域外の管理柵を移設し、公園の園路として利用できるよう整備します。	7
	公園管理者	・現在の図上で白く見える道路は管理用道路になっている。公園区域の外であるが、園路として利用されている。あくまでの管理用道路なので、散策しやすい園路としての整備を考えている。		
休憩施設	行政委員	・休憩施設の設置とあるが、あずまや等の大きな施設の整備なのか。	●島本地区の公園整備計画案において、高木植栽による日陰確保、展望スペースの確保を位置づけます。	8
	公園管理者	・あずまやのような施設では、施設撤去が必要になるので、高木を植えて木陰になるスペースとして考えている。ベンチ等に座って川の景観を眺めることができるようにする。		
トイレ	学識者委員	・管理所、トイレの移設とあるがどこから移動させるのか。	●トイレの水洗化については、公園利用者の快適性・衛生面の向上のために必要な取り組みとして公園整備計画案に位置づけます。防犯、維持管理等をふまえて設置検討を行います。	9
	公園管理者	・堤外地にある施設である。快適性を高めるという意味で、水洗化の話もあり、モデル的な整備としてあげている。 ・堤防の町側に公衆トイレを持つことになるが、配管等の技術的な問題や防犯面、安全面のこともあるので、地域の意見も聞いて、実現可能性を検討をしていきたい。		
	学識者委員	・水洗になる場合は、配管の問題で堤内地になる。安全面でも人の目が届くのでよいのではないか。衛生面と安全面で堤内地だということを説明する必要がある。		

項目	委員	発言の要旨	公園整備計画案への反映案	整備項目番号
駐車場	学識者委員	・駐車場の台数はどれくらいか。災害時に緊急避難ができるかという問題があつて、堤外に駐車場があるのはあまりよくないと考えている。	<p>●駐車場の台数は、ピーク利用に対応すると日常時は過大な面積となり、環境の連続性確保の観点からも望ましくありません。このため、ピーク時は駐車場に隣接する広場を臨時駐車場として使用できるよう動線、柵設置を工夫します。</p> <p>●運動施設の利用者には、駐車場の駐車台数が少ないことをあらかじめ伝え、自動車の相乗りや公共交通機関の利用等を呼びかける等、利用マナーの向上にも取り組みます。</p>	10
		・河川敷道路は通常は一般車両は通行するのか。		
	公園管理者	・河川敷道路は通常は一般車両は通行できない。公園の駐車場に入る以外の部分についてはゲートで完全に閉鎖している。河川敷道路は自転車、ジョギングで利用されている状況である。		
		・駐車場容量は現在62台分である。拡大を目的にして整備するのではなく、河川敷道路に一部掛かるので再配置を行う。		
		・災害時は、危ないときは閉園措置をとり、かなり早い段階から退園していただく。河川管理者と公園管理者が一体であることが強みと考えている。		
	地域住民代表委員	・公園に来る方の駐車場が少ない。アクセスも悪い。堤防の上の道路は舗装して狭くなり、利用しにくくなっている。		
		・府営住宅の前の道路は駐車がいっぱいになる。堤防を上っていき野球場を利用している。駐車場へのアクセス道路をしっかりとつくってもらわないといけない。		
	学識者委員	・木津川の例でもあるが、地元の人には堤内地に停めてほしくない。利用保全委員会では堤外地に車を停めたくないとしているので、利用上のルールが必要である。		
	学識者委員	・グループで行くときは、相乗りするなどのソフト面が重要になる。		
公園管理者	・グラウンドを貸すときに、駐車場がないので相乗りしてほしいことなどを、予めお伝えするようなルールを、アイデアを頂きながら実現していきたい。			
学識者委員	・現在は、少子高齢化で、一人の野球少年のために、母親、父親、おじいちゃんおばあちゃんが別々にきて、車3台になっている現象も出てきている。			
利用調整	利用者・利用団体代表委員	・地区会議での要望にあったことだが、施設利用の予約をもっと簡単にできる方法を取ってほしい。国の公園であるため、広い地域からの利用というのは理解できるが、地域住民が自由に利用できるようにしてほしい。	<p>●運動施設の予約方法については、淀川河川公園全体の課題として改善を検討します。今後整備を行う多目的広場では施設予約制としない方針ですが、特定の者が独占的に利用することのないよう、地域協議会を通じて利用ルールづくりに取り組みます。</p>	-
	公園管理者	・運動施設ではインターネットでの予約になり、しかも抽選になるので、地域の方が使えない公園になってしまっている。多目的広場は予約はいらないので地域の方が利用しやすくなる。		
		・利用調整をインターネットを使わずにできるようにするなど、多目的広場の利用ルールを考えていきたい。インターネットの予約システムも、窓口受付を円滑にするなど、平等に使いやすくしていきたい。		
	学識者委員	・ハード面だけではなく、地域住民も含めてルールを決めていくということも大事である。地域協議会が、ソフト部分について合意形成をしたり、提案を頂く場となることを期待する。		
学識者委員	・国営公園なので広域な利用と地域の利用をどのように考えていくかが問題となる。			